

リフレッシュ工事は安全第一

その足場で本当に大丈夫!?



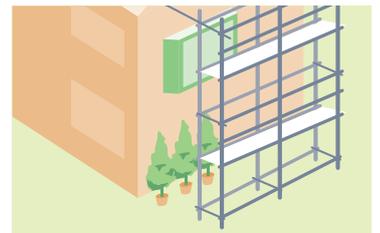
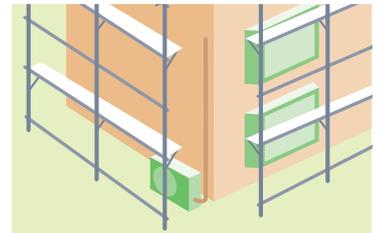
今回の法改正は「足場の安全対策を徹底しよう」です。

長い間、産業寄り・企業寄りと言われてきた日本の労働安全衛生の法規も、近年様々な分野で労働者・消費者寄りの法律の改正がされています。例えば、原状回復をめぐるトラブルとガイドラインの改定(民法)や石綿(アスベスト)の事前調査の義務化(石綿障害予防規則)などがこれにあたります。この度、厚生労働省は「建築足場からの墜落防止措置の労働安全衛生規則」を改正、令和5年10月1日(一部は令和6年4月1日)より施行し、安全対策を強化しました。簡易に最低限の足場を組めばいいというわけではなく、通行人や作業員への安全を考慮した足場の組み方へ変更されています。

出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/content/001108426.pdf>)

改正のポイント

- 1 一側足場の使用範囲が明確化される。
- 2 足場の点検時には点検者の指名が必要。
- 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要。



「一側足場」「本足場」とは

ひとかわあしば

一側足場とは、**1本**の支柱を軸に設置する足場のことを言います。
本足場(または二側足場)とは、縦方向の支柱を内側と外側に**2本**設置し、その間に作業板を渡した足場のことを言います。

一側足場

足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは一側足場を使うことも認められています。



本足場

幅が1メートル以上ある場合は、原則として本足場を組まなければいけません。



作業床への幅木設置

注意書きの掲示や メッシュシートの設置

他にも、人や工具などの落下防止のために様々な工夫やルールが設けられています。事故が起きてからでは遅いので、法令の順守と安全対策に努めてまいります。



JAグループは、法令の順守はもちろんのこと、こうした安全対策を徹底して工事を行っています。

長期的な賃貸経営を行う上で、建物の定期的なメンテナンスは必要不可欠であり、例えば外壁塗装や防水工事では約10～15年に1回は行うことを推奨しております。今回のように労働安全規制が改正された際は、内容を適切に把握し、関係法令に則って施工するだけでなく、もっと安全に行うやり方はないかも考え、工夫することで、組合員様のみなさまに安心して工事をお任せいただけるように努めてまいります。



ジェイ・リプラン (リノベーション) 施工案内

所在地	間取り	工事完了	コメント
① 中村区	3DK → 2LDK	7月下旬	キッチン周りの移動がしやすく、食事の準備や片付けがスムーズ♪
② 中村区	2LDK → 2LDK	7月下旬	たっぷりとおある収納が嬉しい、すっきりとした暮らしを実現できる部屋！



内覧のご案内 内覧希望の方は最寄りのJAまでお問い合わせ下さい。

データBOX

(R6.7.1 現在)

管理戸数 26,659戸	今月 (1ヶ月前との比較)	昨年	この1年の平均	2年前の平均
名古屋地域	2.8% (0.2%悪化) ▼	2.9%	3.4%	3.5%
尾張地域 (名古屋市内除く)	4.9% (0.1%悪化) ▼	4.6%	5.0%	4.7%
西三河地域	3.8% (0.1%改善) ▲	4.4%	4.5%	4.0%
東三河地域	5.2% (0.2%悪化) ▼	5.6%	5.0%	5.4%
合計	4.1% (0.1%悪化) ▼	4.2%	4.4%	4.2%
ジェイ・リプラン (リノベーション)	1.3% (0.6%改善) ▲	0.7%	5.1%	2.2%



JA賃貸
インスタグラム

ja_chintai_hearthome

リノベーション事例
続々掲載中!



JAグループは住まい手目線で、組合員の賃貸住宅経営を支援いたします。

240725

お問い合わせ 受付時間(月～金) 9:00～17:00  **0120-363-370**



発行元

愛知県下JA・ JAあいち 経済連

農業と生活のかけはし

ハートホーム通信バックナンバーはWEBでご覧いただけます▶ **JA賃貸 ハートホーム**

愛知県経済農業協同組合連合会 生活部 資産管理課
〒446-8506 安城市今本町東向山6番1 (西三河センター内) ©0566-96-0025